

令和7年1月以降の認定申請手続きから個人番号の記載が必要になります。

介護保険要介護（要支援）認定申請にかかる
個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて



個人番号が記載された書類を受け取る際は、窓口で本人確認等も併せて行うこととなります。なりすましその他不正利用を防止し、個人情報を保護するためにご協力をお願いします。申請手続きは、次のいずれかで行うことができますので、それぞれの申請方法に従い申請書の記入・提出をお願いします。

- 1 個人番号を記入した申請書を本人が申請
- 2 個人番号を記入した申請書を代理人※注1が申請
- 3 個人番号を記入した申請書を介護事業者※注2に申請（提出）代行依頼をして申請
- 4 個人番号を記入しないで申請

※注1 家族や成年後見人の方

※注2 申請（提出）代行できる介護事業者は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（在宅介護支援センター）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

1 個人番号を記入した申請書を本人が申請する場合
認定を受ける方（以下「被保険者本人」という。）が窓口で申請する場合、申請書に加えて、次の書類が必要です。

・個人番号が確認できる書類

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）※注3
- ② 通知カード（もしくは、個人番号通知書。ただし、記載事項に変更がない場合に限る。）
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し



通知カード

※住所、氏名等に変更がない場合のみ有効。

もしくは



個人番号カード

個人番号通知書

- ①～③のうち1点をご提示（郵送の場合はコピーの添付）

・被保険者の身元が確認できる書類

次の（ア）または（イ）のいずれかの書類が必要です。

（ア）顔写真ありは1点を提示（郵送はコピーを添付）

- ① 運転免許証 ② 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降の者に限る。）、③ 身体障害者手帳等

（イ）顔写真なしは2点を提示（郵送はコピーを添付）

④介護保険被保険者証⑤介護保険負担割合証⑥後期高齢者医療被保険者証⑦健康保険被保険者証等

⑥⑦は、令和7年12月1日まで有効

例) 顔写真あり:「通知カード(もしくは個人番号通知書)+①運転免許証」

例) 顔写真なし:「通知カード(もしくは個人番号通知書)+④介護保険被保険者証+⑥後期高齢者医療被保険者証

※注3「個人番号カード」は「個人番号が確認できる書類」と「身元確認ができる書類」の両方を兼ねることができます。

2 個人番号を記入した申請書を家族等が申請する場合

被保険者本人に代わり、ご家族の方等が窓口で申請する場合、申請書に加えて次の書類が必要になります。

・代理権の確認

次のいずれかの書類が必要となります。

家族等の任意代理人の場合

①委任状

②認定を受ける方(被保険者本人)の介護保険被保険者証

①～②のうち1点を提出。

成年後見人等の法定代理人の場合

③登記事項証明書等

・窓口に来られる方の身元確認

(ア) 顔写真ありは1点を提示(郵送はコピーを添付)

①運転免許証②運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降の者に限る。)、③身体障害者手帳等

(イ) 顔写真なしは2点を提示(郵送はコピーを添付)

④介護保険被保険者証⑤介護保険負担割合証⑥後期高齢者医療被保険者証⑦健康保険被保険者証等

⑥⑦は、令和7年12月1日まで有効

成年後見人等の法定代理人の場合

会員証(個人番号提供者と関係を証する書類)を提示。
(郵送はコピーを添付)

・個人番号が確認できる書類

①個人番号カード(マイナンバーカード)

②通知カード(もしくは、個人番号通知書。ただし、記載事項に変更がない場合に限る。)

③個人番号が記載された住民票の写し

①～③のうち1点をご提示(郵送の場合はコピーの添付)

3 個人番号を記入した申請書を介護事業者^{※注2}に申請(提出)

代行依頼をして申請する場合

担当のケアマネジャーへ申請(提出)代行を依頼する場合、本人が申請する場合と同様に、記入された個人番号が正しいかどうかの確認のため「個人番号が確認できる書類」が必要です。そのため、申請代行を依頼する際は、個人番号カードのコピー(両面)・通知カードのコピー(もしくは、個人番号通知書。ただし、記載事項に変更がない場合に限る。)・個人番号が記載された住民票の写しのいずれかを担当のケアマネジャーへ渡してください。

担当のケアマネジャーの方は、預かった書類と介護支援専門員

証と併せて申請をお願いします。

4 個人番号を記入しないで申請をする場合

次の場合は、個人番号は記入せずに空欄のまま提出してください。(被保険者が高齢等であることを鑑み、個人番号の記入がない申請書でも申請受理します)。

ただし、個人番号を記入しない場合は、医療保険の情報を申請書に記入してください。

- ・被保険者本人の個人番号が分からないため申請書に記入ができない場合
- ・個人番号は分かるが、「個人番号が確認できる書類」を入手することが困難な場合。
- ・被保険者本人が認知症等で意思表示能力が低下しており、代理権の授与が困難な場合。

2号被保険者(40～64歳の被保険者)は、加入している保険者から届いた資格者証の写しを添付してください。(令和7年12月1日までは現行の保険証のコピーで可)

その他

・「介護保険被保険者証」は個人番号の記載の有無にかかわらず、申請の際には添付が必要です。紛失等により「介護保険被保険者証」が手元にない場合は、申請の際に申し付けください。

・令和7年1月以降に個人番号を記載した申請を行い、確認を行っている場合は、2回目以降は省略できます。